

三好市低入札価格調査制度実施要綱（平成30年三好市告示第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(調査基準価格の確定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 低入札価格調査基本価格(以下「調査基本価格」という。)(税抜き)の算出については、次の各号の算式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、調査基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、この算式により算出した調査基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の<math>9.2/10</math>を超える場合は予定価格の<math>9.2/10</math>を調査基本価格とし、予定価格の<math>7.5/10</math>に満たない場合は予定価格の<math>7.5/10</math>を調査基本価格とする。</p> <p>(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事  直接工事費<math>\times 0.97</math>+共通仮設費<math>\times 0.9</math>+現場管理費<math>\times 0.9</math>+一般管理費等<math>\times 0.55</math></p> <p>(2) 建築工事  (直接工事費<math>\times 0.9</math>)<math>\times 0.97</math>+共通仮設費<math>\times 0.9</math>+(直接工事費<math>\times 0.1</math>+現場管理費)<math>\times 0.9</math>+一般管理費等<math>\times 0.55</math></p> <p>(3) 略</p> <p>(失格基準)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者が次の各号いずれかに該当するときは、第6条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。</p> <p>(1) 入札価格(税抜き)が失格基準価格(税抜き)を下回る価格であるもの。  失格基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、総務部管財課において入札の事後に公表する。</p>	<p>(調査基準価格の確定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 低入札価格調査基本価格(以下「調査基本価格」という。)(税抜き)の算出については、次の各号の算式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、調査基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、この算式により算出した調査基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の<math>9.2/10</math>を超える場合は予定価格の<math>9.2/10</math>を調査基本価格とし、予定価格の<math>7.5/10</math>に満たない場合は予定価格の<math>7.5/10</math>を調査基本価格とする。</p> <p>(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事  直接工事費<math>\times 0.97</math>+共通仮設費<math>\times 0.9</math>+現場管理費<math>\times 0.9</math>+一般管理費等<math>\times 0.68</math></p> <p>(2) 建築工事  (直接工事費<math>\times 0.9</math>)<math>\times 0.97</math>+共通仮設費<math>\times 0.9</math>+(直接工事費<math>\times 0.1</math>+現場管理費)<math>\times 0.9</math>+一般管理費等<math>\times 0.68</math></p> <p>(3) 略</p> <p>(失格基準)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者が次の各号いずれかに該当するときは、第6条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。</p> <p>(1) 入札価格(税抜き)が失格基準価格(税抜き)を下回る価格であるもの。  失格基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、総務部管財課において入札の事後に公表する。</p>

「失格基準価格(税抜き)＝失格基本価格(税抜き)×ランダム係数」

失格基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、失格基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、この算式により算出した失格基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を失格基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

〔直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.55〕

ロ 建築工事

〔(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.85＋一般管理費等×0.55〕

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

(2)・(3) 略

「失格基準価格(税抜き)＝失格基本価格(税抜き)×ランダム係数」

失格基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、失格基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。ただし、この算式により算出した失格基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を失格基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

〔直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.68〕

ロ 建築工事

〔(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.85＋一般管理費等×0.68〕

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

(2)・(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に公告または指名通知する競争入札から適用し、この告示の施行の日前に公告または指名通知した競争入札については、なお従前の例による。